

健 政 第 2343 号の1
令和8年（2026年）7月13日

特定非営利活動法人 佐賀県難病支援ネットワーク
理事長 三原 睦子 様

佐賀県健康福祉部
健康福祉政策課長 田中 芳和

令和7年度（2025年度）佐賀県難病相談支援センター指定管理
運営状況の総合評価結果について（通知）

このことについて、令和7年度（2025年度）の佐賀県難病相談支援センターの指定管理運営状況について、実地調査及び事業実績報告、利用者満足度調査の結果等を基に総合的評価を実施した結果、下記のとおり評価しましたので通知します。

記

【指定管理運営状況の評価結果】

適正に管理運営が行われており、かつ、利用者の満足度も高い（総合評価 S）

疾病対策担当 森
TEL 0952-25-7074
FAX 0952-25-7268

総合評価シート

所管課:健康福祉政策課

施設名	佐賀県難病相談支援センター
指定管理者	特定非営利活動法人 佐賀県難病支援ネットワーク

No.	評価A(適正に管理運営が行われており、利用者の満足度も十分)	YES	NO
1	実地調査の結果、実地調査点検票の全項目が「適」となっている又は「否」となった項目についても、当該年度中に改善されており、結果として全項目が「適」の状態である。 (※実地調査を複数回行っている施設については、年度内最後の実地調査の結果を反映)	○	
2	事業報告書の内容に不備がない	○	
3	利用者数が大きく減少していない(以下、基準設定の参考例)	○	
例	年間利用者数1,000人未満の施設においては、前年(或いは過去3年)比20%以内		
	年間利用者数1,000人以上10,000人未満の施設においては、前年(或いは過去3年)比10%以内		
	年間利用者数10,000人以上の施設においては、前年(或いは過去3年)比5%以内		
4	アンケートの総合的な利用者満足度(満足・ほぼ満足)が当年度90%以上である	○	
5	アンケートの利用者満足度(満足・ほぼ満足)が前年度から大きく下がった項目がない(10%未満まで) ※管理2年目以降に適用項目	○	
6	前年度の指摘事項が全て改善されている ※管理2年目以降に適用項目	○	
7	その他の特記すべき問題点がない	○	
判定	1から7までが全てYESである	○	

評価基準Aをクリア 評価Sの基準へ			
評価基準Aに達しない 評価Bの基準へ			
No.	評価S(適正に管理運営が行われており、かつ、利用者の満足度も高い)	YES	NO
8	利用者数が顕著に増加した(以下、基準設定の参考例)	○	
例	年間利用者数1,000人未満の施設においては、前年(或いは過去3年)比20%以上増えた		
	年間利用者数1,000人以上10,000人未満の施設においては、前年(或いは過去3年)比10%以上増えた		
	年間利用者数10,000人以上の施設においては、前年(或いは過去3年)比5%以上増えた		
9	アンケートの利用者満足度が顕著に改善した・もしくは高いレベルをキープしている(以下の基準による)	○	
例	総合的な利用者満足度(満足・ほぼ満足)が90%以上である。 ※管理1年目の適用項目		
	総合的な利用者満足度(満足・ほぼ満足)が90%以上であり、前年度より3%以上向上した		
	総合的な利用者満足度(満足・ほぼ満足)が95%以上であり、前年度より1%以上向上した ※管理2年目以降に選択適用項目		
	総合的な利用者満足度(満足・ほぼ満足)が前年度・当年度共に95%以上を維持している		
10	その他の特記すべき優れた点が認められる		○
判定	8、9、10のうちいずれかが「YES」である	○	

評価S 評価A			
No.	評価B(適正に管理運営が行われているが、サービスの向上が不十分)／評価C(適正に管理されているが、サービスの向上が不十分)	YES	NO
11	評価基準Aの項目で「NO」となったのは、3～7の項目のみである		

特記事項(7:特記すべき問題点の内容、10:特記すべき優れた点の内容がある場合は記入)		評価B 評価C
		総合評価
		S

S:適正に管理運営が行われており、かつ、利用者の満足度も高い
A:適正に管理運営が行われており、利用者の満足度も十分
B:適正に管理運営が行われているが、利用者の満足度が不十分
C:適正に管理運営が行われていない